



栃木県公報

平成28年
3月25日(金)
号外
第17号

目次

規 則

○栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の制定…………… 1

規 則

栃木県規則第十号

栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例（平成二十八年栃木県条例第十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(不均一課税の申請)

第二条 条例第五条の規定により県税の不均一課税の申請をしようとする者は、次の表に定めるところにより申請書を栃木県県税条例（平成十七年栃木県条例第五号。以下「県税条例」という。）第十一条第一項に規定する課税地を所管する県税事務所に提出しなければならない。

申請の区分	提出期限	申請書名(様式)
条例第二条の規定による事業税の不均一課税の申請	当該不均一課税を受けようとする事業税について県税条例第五十八条（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十六の規定による申告納付に係る部分を除く。）若しくは同法第七十二条の三十三第三項の規定により申告納付する期限若しくは同条第二項の規定により申告納付する時又は同法第七十二条の五十五の規定により申告する期限	事業税不均一課税申請書（別記様式第一号）
条例第三条の規定による不動産取得税の不均一課税の申請	取得した特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度又は年の事業税について県税条例第五十八条（地方税法第七十二条の二十五及び第七十二条の二十八の規定による申告納付に係る部分に限る。）の規定により申告納付する期限又は同法第七十二条の五十五の規定により申告する期限	不動産取得税不均一課税申請書（別記様式第一号）
条例第四条の規定による固定資産税の不均一課税の申請	取得した特別償却設備である償却資産について地方税法第七百四十五条第一項において準用する同法第三百八十二条の規定により申告する期限	固定資産税不均一課税申請書（別記様式第二号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号 (第2条関係)

事業税不均一課税申請書

年 月 日

栃木県 県税事務所長 様

申請者

住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者名)

印

個人番号 (法人番号)

栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例第2条の規定による事業税の不均一課税の適用を受けたいので申請します。

不均一課税の要件	所在地									
	施設の区分	本店・事務所()・研究所・研修所								
	減価償却資産の取得価額の合計額	円								
	取得年月日	年 月 日								
	事業の用に供した年月日	年 月 日								
	計画認定年月日	年 月 日								
	中小事業者、中小企業者等の判定	該当する・該当しない								
不均一課税適用額等	年又は事業年度及び申告区分		年 月 日から 年 月 日まで 確定・修正 (該当する文字を○で囲むこと。)							
	区分		本県における課税標準額 ①	不均一課税の適用を受けらるる額 課税標準額 ①×② 税率 ③ 税額 ②×③ ④			不均一課税の適用を受けない額 課税標準額 ①-② ⑤ 税率 ⑥ 税額 ⑤×⑥ ⑦		算出税額 ④+⑦ ⑧	
	所得金額	法人	年400万円以下の金額							
			年400万円を超え800万円以下の金額							
			年800万円を超える金額又は軽減税率不適用分の金額							
		合計								
	個人	個人								
	収入金額									
	不均一課税適用前の税額							円		
	不均一課税適用後の税額 ⑧の計							円		
不均一課税適用額の算出に必要な基礎数値		別添のとおり	不均一課税適用率 ⑨							

附表（その1）不均一課税の基礎数値

◎特別償却設備に係る従業者数（電気供給業、ガス供給業、倉庫業、鉄道事業及び軌道事業以外の業種に係る所得又は収入金額の場合）

事業年度 項目	年 月 日から 年 月 日まで												計	分割基準 適用後の 事業年度 末日現在 の数値	摘要	備考
	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末				
新設し、又は増設した特別償却設備に係る従業者数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	(a)		
県内に有する事業所等に従事する従業者で上記の欄に掲げる者以外の数														(b)		
不均一課税適用率													計算式	$\frac{(a)}{(a)+(b)}$		

◎特別償却設備に係る固定資産の価額（電気供給業、ガス供給業又は倉庫業に係る所得又は収入金額の場合）

事業年度 項目	年 月 日から		
	年 月 日まで		
新設し、又は増設した特別償却設備に係る固定資産の価額	(1)		
県内に有する事業所等の固定資産の価額	(2)		
不均一課税適用率	(1) / (2)		

◎特別償却設備に係る軌道の延長キロメートル数（鉄道事業又は軌道事業に係る所得金額の場合）

事業年度 項目	年 月 日から		
	年 月 日まで		
新設し、又は増設した軌道のうち特別償却設備に係る軌道の延長キロメートル数	(イ)		
県内に有する軌道の延長キロメートル数	(ロ)		
不均一課税適用率	(イ) / (ロ)		

別記様式第2号 (第2条関係)

不動産取得税
固定資産税
不均一課税申請書

年 月 日

栃木県 県税事務所長 様

申請者

住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者名) 印

個人番号 (法人番号)

栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例第3条 (第4条)の規定による不動産取得税 (固定資産税) の不均一課税の適用を受けたいので申請します。

不均一課税の要件	新設又は増設した特定業務施設	施設の区分	本店・事務所 () ・研究所・研修所
		減価償却資産の取得価額の合計額	円
		年又は事業年度	年 月 日から 年 月 日まで
		計画認定年月日	年 月 日
		中小事業者、中小企業者等の判定	該当する ・ 該当しない

区分	所在・地番	構造	延床面積	用途	取得年月日	取得価額	事業の用に供した年月日
不均一課税の適用を受けようとする 償却資産	家屋		m ²		・ ・	円	・ ・
					・ ・		・ ・
					・ ・		・ ・
					・ ・		・ ・
					・ ・		・ ・
	計						
土地 [上記家屋の敷地]	所在・地番	地目	面積	取得年月日	取得価額	上記家屋の建設着手年月日	
	外筆		m ²	・ ・	円	・ ・	
	外筆			・ ・		・ ・	
償却資産	設備の種類	取得年月日	取得価額	事業の用に供した年月日			
		・ ・	円	・ ・			
		・ ・		・ ・			

(続務罫)